

専決処分について（令和 5 年度日立市一般会計補正予算
（第 1 号））

令和 5 年度日立市一般会計補正予算（第 1 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 5 年 5 月 15 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 11 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 5 年度 日立市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度 日立市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 824,493 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,244,493 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
15. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
10,702,202	814,401	11,516,603
1,862,233	814,401	2,676,634
12,039,823	10,092	12,049,915
12,039,823	10,092	12,049,915
72,420,000	824,493	73,244,493

歳出

(単位 千円)

款	項
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
	3. 児童福祉費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
28,235,101	824,493	29,059,594
11,468,860	660,092	12,128,952
8,575,156	164,401	8,739,557
72,420,000	824,493	73,244,493